

6つのまちの姿 安心して健康に暮らせるまち

重点分野 化学物質対策の推進

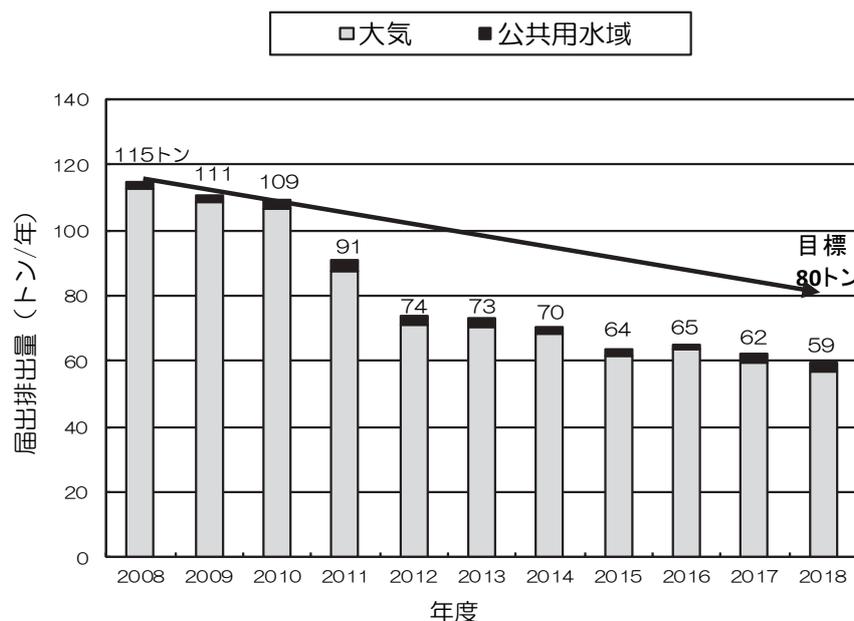
重点課題 環境リスクの効果的な削減を目指した化学物質の排出量の削減

重点目標・指標の達成状況と評価

重点目標・指標	達成状況	指標評価
市内のPRTR*法対象事業所から排出されるPRTR法の特定第一種指定化学物質の排出量： 2008年度を基準年度として2018年度までに30%削減すること。	2018年度の特定第一種指定化学物質の排出量は59,241kg(※) 基準年度：48%減少 (対前年度：5%減少、対基準値：少ない)	5

※特定第一種指定化学物質は2009年度の政令改正により指定された15物質について2008年度から集計しています。

特定第一種指定化学物質の環境への総排出量の経年推移



市の取組

実施状況

●化学物質適正管理の促進（事業所における自主管理の促進、市による事業者の取組支援）

- ・市条例に基づく事業所等における化学物質の自主管理体制の整備、自主管理目標の設定及び自主管理マニュアルの作成の促進

市ホームページによる化学物質に関する情報の提供、講習会等の開催、パンフレット・関連資料等の配布、PRTR法の届出に関する相談窓口の設置など、事業者による化学物質の適正管理を支援しています。

また、必要に応じて条例に定める指定事業所やPRTR法の届出対象事業所に対して化学物質の適正管理の実施状況等について報告を求めるとともに、立入調査を行い、指導・助言を行っています。

2019年度は聞き取り調査等を6件実施し、化学物質適正管理の状況を確認しました。化学物質の適正管理に関する指針に基づき、条例で規定する指定事業所を所有する者のうち、従業員数50人以上で、かつ、有害性、危険性等の観点から環境安全上特に注意を要する物質として条例で定め

た 65 物質（管理対象物質）を取り扱う事業者に対し、自主管理目標及び目標達成時期、実施計画等の自主的な公表を促進しています。

・事業者による事業所周辺の環境リスク評価の促進

事業者が、自社から排出している化学物質のリスクを評価し、その結果に基づくリスク管理を支援するために、事業者が事業所周辺の環境リスクを自ら把握するための手引きや関連情報を、ホームページ等により情報提供するとともに、リスク評価に関する講習会を開催しています。

2019年度は、横浜市と連携し、環境リスク評価講習会を1回開催しました。

●市民等への普及啓発や情報提供（市民への化学物質に関する知識の普及及び事業者に対する化学物質による環境汚染の状況の周知など）

・化学物質の環境リスクに関する情報提供

「環境情報」、ホームページ、パンフレットなどで川崎市における化学物質の排出量・移動量の集計結果、有害大気汚染物質環境モニタリング結果、化学物質環境実態調査結果等について情報提供を行いました。

・化学物質と環境に関する市民、事業者との情報交換を促進するための、講習会や説明会の定期的な開催

市民及び事業者を対象とした化学物質対策セミナーを横浜市と連携して1回開催し、国の化学物質対策や化学物質管理における災害対策、事業者の取組事例等について講演しました。

●化学物質の環境リスクの把握（環境リスク評価及びダイオキシン類*、有害大気汚染物質、未規制化学物質の環境調査）

・PRTR 排出量や環境濃度の調査結果を用いた環境リスク評価の実施

多数の化学物質から人の健康に好ましくない影響を与える可能性がある化学物質を科学的な知見に基づき抽出するなど、環境リスクの低減対策に資することを目的として、市域における化学物質の環境リスク評価を実施し、その結果を取りまとめて公表しています。

2019年度は、化学物質の大気中への排出状況や有害性などの情報を基に2物質（1-アリルオキシ-2,3 エポキシプロパン、グルタルアルデヒド）について、市域における化学物質の環境リスク評価を実施しました。

・環境中のダイオキシン類濃度の実態把握

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、大気、公共用水域（河川・海域）、地下水及び土壌について、環境調査を実施しています。2019年度は、大気3地点（一般環境3地点）、公共用水域河川3地点（水質）、公共用水域海域3地点（水質・底質）、地下水（水質）5地点、土壌5地点で調査を実施し、すべての地点で環境基準を達成しました。

・大気汚染防止法第22条に基づく有害大気汚染物質等の常時監視

有害大気汚染物質等の環境濃度測定について、大気汚染防止法第22条の規定に基づき、常時監視項目とされている20物質並びに水銀及びその化合物*について、市内4地点において月1回の調査を実施しています。

2019年度は、環境基準が設定されているベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンは、全調査地点で環境基準を達成しました。

指針値が設定されているアクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀及びその化合物*、ニッケル化合物、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエン、ヒ素及びその化合物、マンガ及びその化合物については、全調査地点で指針値に適合しました。

*大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成27年6月19日法律第41号）により、2018年4月1日から水銀及びその化合物は有害大気汚染物質から除かれることとなりましたが、引き続き大気汚染防止法に基づく常時監視項目と位置付けられていることから、継続して測定を実施しています。

・大気・水環境中の化学物質環境実態調査

化学物質の環境への排出状況や有害性などの情報を基に、人の健康や生態系への影響のおそれがある未規制の化学物質について、大気、公共用水域、地下水等を対象に、分析法の検討を行い、環境実態調査を実施しています。未規制化学物質による汚染状況を把握し、データを蓄積するとともに、調査結果を化学物質の環境リスク評価の検討などに活用しています。

2019年度は、大気（4～10地点）は60物質、河川（7又は9地点）は水質で7物質、海域（3又は4地点）は水質で7物質、底質で2物質について調査を実施しました。

●環境・リスクコミュニケーションの促進（市民への情報提供及び事業者の自主管理に関する社会的合意形成を目指したコミュニケーションの促進）

・化学物質と環境に関する市民、事業者との情報交換を促進するための、講習会や説明会の定期的な開催（再掲）p35参照

・「事業者による環境・リスクコミュニケーションの導入・継続」支援及び市民への情報提供の一層の充実

化学物質によるリスクを低減し、その管理を促進するためには、市民、事業者、行政の各ステークホルダー間で情報を共有し意思疎通を図りながら取り組むことが重要です。

2019年度は、事業者による環境・リスクコミュニケーションの支援として、事業者が実施している環境・リスクコミュニケーションの場に参加しました。また、多くの方に広く情報提供し、化学物質についての理解促進を図るため、横浜市と連携し市民を対象とした化学物質セミナーを1回開催しました。